



地域精神保健・医療の 今日的課題

平成 16 年 9 月に厚生労働省が策定した「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において、「入院医療中心から地域生活中心へ」という国の基本理念が示されました。国は、精神病床の機能分化、国民理解の深化や精神障害者の地域生活支援策の強化により、受入条件が整えば退院可能な精神障害者について、10 年間で地域生活への移行をめざすとしてしました。

平成 17 年 10 月には障害者自立支援法が成立し、平成 18 年 10 月 1 日に全面施行されたことにより、障害種別にかかわらずサービスを利用する仕組みが一元化され、精神障害者福祉の基盤整備を進める制度的枠組みが作られました。その後、社会保障審議会障害者部会での検討を経て、本年には 3 年目の見直しが予定されています。

一方で、平成 16 年に発達障害者支援法、平成 17 年に心神喪失者等医療観察法、平成 18 年には自殺対策基本法が成立するなど、地域精神保健・医療を取り巻く状況は大きく変化しています。国は、「今後の精神保健医療福祉のあり方に関する検討会（平成 20 年 4 月設置）」において精神医療体制についても検討を行い、本年 9 月以降には「精神保健医療福祉の改革ビジョン」の後期 5 か年重点施策の策定が行われる予定です。

本特集では、地域精神保健・医療を取り巻く社会的状況や今日的課題を整理し、今後の地域精神保健・医療の方向性を探ります。